

令和6年度からの指定管理者候補者

No.1

施設名		美唄市民会館 美唄市立公民館 美唄市立公民館桜井邸分館 (3施設一括管理)		
施設所管課		教育委員会生涯学習課		
選定方法	選定区分	公募		
	根拠条例	条例第2条		
指定期間		令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)		
指定管理者候補者 (所在地)		株式会社 高畑建設 (美唄市東5条北8丁目1番12号)		
<p>美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館桜井邸分館(3施設一括管理)は、平成19年度から指定管理を導入した施設で、今回6回目の公募。 応募は、株式会社高畑建設の1団体であった。</p> <p>○選定理由 書類審査及び聴き取り調査を行い、公募の選定基準に従い選定委員6名が評価採点を行った結果、評価平均点70.3点(100点満点)で、評価基準点を上回った。 株式会社高畑建設は、現在の指定管理者であり、建築、土木技術を最大限活用し費用を抑えた修繕を行うなど、業務の効率化を図り、管理経費の縮減に努めているとともに、専門的な知識と幅広い能力が必要となる、照明、音響、舞台関係等の業務を、培ってきた実績や経験を生かし、適正に管理運営を行っている。 また、自主事業では食堂運営の継続を行い、グリーンルネサンス等の食文化に関連した生涯学習活動に対し、調理による補助や食堂物品の貸し出しなどを行う計画となっている。 専門性の高い施設であり、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。</p>				
		評価点の配点	評価平均点	
			(候補者) 株式会社 高畑建設	
1 市民の平等な利用が確保されること		10点	7.4 点	点
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。		30点	21.0 点	点
3 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。		30点	20.6 点	点
4 収支計画書の内容が、公の施設の管理費の縮減が図られるものであること。		20点	13.6 点	点
5 その他市長等が別に定める事項(地元雇用・地域活動等)		10点	7.7 点	点
合 計 ※評価基準点60点		100点	70.3 点	点